



介護保険以外の 高齢者福祉サービス

Q 4月から介護保険制度が始まると、市が現在実施している各種の高齢者サービスは、どのように変わるのですか？

A 市では介護保険サービスとは別に、高齢者福祉サービスを実施します。受けられるサービスが大きく分けると

母子生活支援施設 藤見母子寮を建て替え 緊急一時保護を新たに実施



母子生活支援施設「藤見母子寮」の完成予想図

市では、母子生活支援施設「藤見母子寮」(市営住宅藤見団地内)が著しく老朽化したため、11月完成を目指して建て替えを進めています。

同施設では、精神的、経済的に不安定な状態にある母子家庭の母親が、児童の健全な育成に悪影響を及ぼすことを未然に防ぐ処置として、その母子を在所させ保護・指導を行ってききました。

同施設の建て替え工事は完了後、これまでの事業に加え、入所した母親に就労支援や家庭生活および児童の養育などの生活指導を行います。

施設面では、新たに緊急一時保護室を設置し、夫などの暴力から逃れてくるケースに対し、母子を一時的に保護します。

市福祉公社では、総合福祉会館で、陶芸・書道など約300点を展示します。

総合福祉会館で作品展 陶芸・書道など約300点を展示

市福祉公社では、総合福祉会館で、陶芸・書道など約300点を展示します。陶芸は、陶芸家による合同展です。同展は、身体障害者、障害者福祉施設の手作り製品をPRする展示会を開催します。

緊急一時保護の実施に伴い、その母子の多くが精神的に不安定な状態であると見られることから、精神的ケアを行える専門的職員を配置し体制を強化していきます。

正確な調査をたたえる 統計功労者を表彰

市では、平成11年度統計功労者の表彰式を行いました。これは、行政の基礎資料となる各種統計調査の登録調査員として長らく従事し、他の調査員の模範となつていられる人を表彰するもので、今年10人をたたえました。

受賞者は次のとおりです。

2階には、母子家庭が入居する母子室(2DK)を9室と緊急一時保護室(1DK)を2室設置。3階に「藤見」も設置します。

また、1階には高齢者のデイサービスセンターと在宅介護支援センターを併設した「デイサービスセンター」も設置します。

地区	月日	会場	時間
大形	3・1	大形連絡所	午前10時~11時半
内野	3・2	西地域保健福祉センター	午後1時~3時
沼垂	3・3	東地域保健福祉センター	
中野小屋	3・1	老人憩の家・明和荘	
曾野木	3・8	曾野木分室	
大江山		老人憩の家・大江山荘	午後1時半~3時
南浜		南浜連絡所	
坂井輪	3・9	坂井輪地域保健福祉センター	
中野小屋		中野小屋連絡所	午前10時~11時半 午後1時~3時

印は栄養士による相談あり

3歳児健康診査

対象 平成8年9月生まれ(西・北地区は4月実施、入舟・曾野木地区は5月)

持ち物 母子健康手帳、問診票、尿、印鑑、フッ素塗布希望者は料金1,020円

問い合わせ 保健所健康増進課(内線3643)へ 案内と問診票は対象者に郵送

1歳6カ月児健康診査

対象 平成10年8月生まれ(西・北地区は7月生まれも含む、入舟・曾野木地区は4月実施)

持ち物 母子健康手帳、問診票、フッ素塗布希望者は料金1,020円

問い合わせ 保健所健康増進課(内線3643)へ 案内と問診票は対象者に郵送

介護認定を申請したが要介護(要支援)と認定されなかった場合のサービス内容

事業名	事業内容	受付
生活支援ヘルパー派遣事業	ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で(現行のホームヘルプサービス利用者も含む)生活支援が必要と認められる場合、ヘルパーを派遣します	
生活支援ヘルパー利用料の助成	世帯の生計中心者が所得税非課税者である現行のホームヘルプサービス利用者が、生活支援ヘルパーを利用した際、その利用料の助成を行います	
経過措置ショートステイ	現行のショートステイ利用者で冠婚葬祭などで家族が不在となる場合、ショートステイ施設で一時的に預かります	在宅介護支援センター 地域保健福祉センター 高齢者福祉課
生活支援ショートステイ	基本的な生活習慣が欠如している高齢者が体調不良のときなど、養護老人ホームなどに一時的に入所させ、生活習慣の指導などを行い、要介護状態への進行を予防します	
経過措置デイサービス事業	現行のデイサービス利用者は、デイサービスセンターを週1回利用できます	

要介護(要支援)と認定された場合のサービス内容

事業名	事業内容	受付
紙おむつ支給事業	要介護1~5で、常時失禁の在宅の人に対し保険料所得段階区分1~4に応じて紙おむつを支給します	居宅介護支援事業者
寝具乾燥事業	在宅で日常生活がほとんど寝たきりの人に対し寝具乾燥を実施します	在宅介護支援センター 地域保健福祉センター 高齢者福祉課
ねたきり老人等介護手当支給事業	要介護3~5で、保険料所得段階区分1~3の在宅で介護している場合に、介護手当を支給します	
在宅リフォーム助成事業	65歳以上の人のいる世帯で、浴室、トイレなど日常生活の改善に直接かかわる改修工事を行う場合、工事費の一部を助成します。世帯全員の収入合計が600万円未満の人が対象となります	市福祉公社 高齢者福祉課

12年度固定資産税

台帳の縦覧は4月3日から

平成12年度の固定資産税の課税台帳の縦覧を4月3日から行います。

縦覧は、課税台帳に登録された固定資産(土地・家屋・償却資産)の状況や、課税の基となる評価額などを、課税前に納税者などにあらかじめ確認してもらう制度です。

なお、12年度の納税通知書は、課税内容の明細書を添付して、5月中旬に発送する予定です。

縦覧日程は次の通りです。

期間 4月3日(土)~24日(土) 日曜を除く

場所 資産税課(市役所本館2階)

問い合わせ 資産税課(内線2333)へ

医師による老人精神保健福祉相談

対象 痴ほうなどで困っている人・家族

月日	会場	時間
3・14	東地域保健福祉センター	午後1時半~3時半
3・23	中央地域保健福祉センター	

申し込み 保健所健康増進課(内線3666)へ 予約制

医師による精神保健福祉相談

日	会場	時間
毎週火曜日	中央地域保健福祉センター	午後1時半~3時半
毎週木曜日	東地域保健福祉センター	

申し込み 保健所健康増進課(内線3666)へ 予約制

市民講座 ころを元気にするために

会場 総合福祉会館 定員 先着50人

期日	内容	時間
3・9	ころが風邪をひいたら	午後6時半~8時
3・16	話すことで見えてくる自分のころ	
3・23	「食卓」から考えるころの健康	

申し込み 保健所健康増進課(内線3666)へ

訂正

本紙2月20日付け3面「少年少女スポーツクラブ会員募集」の記事中、新通イグルスの問い合わせ先を「262-0971」にお詫びして訂正します。

はじめての離乳食

対象 生後4カ月児以上の保護者

内容 離乳食のすすめ方、試食と話し合い申し込み 電話で各会場へ

月日	会場	時間
3・7	北地域保健福祉センター	午後1時半~3時半
3・8	石山地域保健福祉センター	
3・15	東地域保健福祉センター	受付時間午後1時15分
3・17	坂井輪地域保健福祉センター	
3・23	中央地域保健福祉センター	

酒害相談

日時 3月6日午後1時~3時

会場 保健所健康増進課(市役所第2分館1階) 対象 酒で悩む人・家族

申し込み 会場(内線3666)へ

精神障害者生活支援相談

日時 3月4・18日午前11時~午後2時

会場 総合福祉会館

申し込み 当日直接会場へ

問い合わせ 保健所健康増進課(内線3666)へ

母子家庭の母と寡婦のつどい

日時 3月12日午後3時から

会場 総合福祉会館 参加費 2,000円

定員 先着50人 保育あり

申し込み 市母子福祉連合会(243-4380)へ

母子生活支援施設「藤見母子寮」の完成予想図

施設面では、新たに緊急一時保護室を設置し、夫などの暴力から逃れてくるケースに対し、母子を一時的に保護します。